



知的財産NEWS 2025

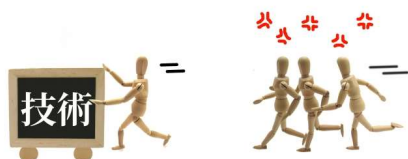
発行／2025年9月 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町二丁目8番地2 Tel：03-6381-0805 <https://www.daiichi-ipo.or.jp>

技術流出対策-キッチリやっていますか？

特にリスクの高い2つのケース

(1)生産拠点の海外進出に伴う技術流出

(2)人を介した技術流出



•グローバル化の進展と国際情勢の不安定化を受け、日本企業が保有する重要技術の流出リスクが急増しています。法的規制だけでは対処が困難な現実を踏まえ、経済産業省は企業が自主的に採りうる「選択肢」として、技術流出対策ガイドンス第1版を2025年5月23日に公表しました。

•取るべき技術流出対策は、ビジネスシーンごとに様々であり、画一的な正解は存在しません。想定される状況や取引の実情を整理し、現場における創意工夫に基づいて、対策を取ることが重要です。

人を介した技術流出、海外展開に伴う対策が重要

“**会社の宝＝コア技術**”を最初に洗い出すことが全てのスタート地点。本社と海外の情報管理体制を同じ視点で構築し、相手国・相手先のリスク(法制度・文化等)を丁寧に知ることが重要です。

経済産業省

技術流出対策ガイドンス

第1版

経済産業省
貿易経済安全保障局 技術調査・流出対策室

今回、経済産業省から発表されたガイドンスは、特にリスクが顕著とされる二つの場面、すなわち「海外拠点の展開

に伴う技術流出」と「人を介した流出」に焦点を当てています。

技術流出対策GD



1.「海外拠点の展開に伴う技術流出」

海外への拠点の展開においては、海外子会社や委託先に提供した技術情報が不適切に利用される事例や、現地スタッフの転職によってノウハウが流出するケース、さらには撤退時の不十分な処理による残存情報の流出などが想定されています。

こうした場合には、まず自社にとって守るべき「コア技術」を明確に定義することを出発点とし、その上で情報管理体制を本社主導で整備することを強調しています。

また、相手国の法制度や慣行を踏まえた事前調査、契約における秘密保持や監査条項の明記、さらには撤退時の適正処理ルールの設定など、計画段階から終了段階に至るまでの一貫した対応の必要性を指摘しています。

2.「人を介した技術流出」

一方、人を介した技術流出については、退職者の転職や副業を通じたノウハウ流用、SNS等による不注意な情報漏洩など、日常的に起こり得る事例が示されています。

ガイドンスでは、情報管理規程や専門部署の整備といった組織的対応に加え、従業員への定期的な教育、秘密保持誓約の取得、デバイスや通信手段の利用規制などを通じた予防措置を推奨しています。

万一流出が発生した場合には、毅然かつ迅速に対応し、再発防止策を講じることが重要であるとされています。また、人材の流出そのものを防ぐ観点から、優秀な技術者との関係性を退職後も良好に維持する取り組みの必要性も強調されています。

本ガイドンスの特徴は、いずれの対策も単なる管理強化にとどまらず、「コア技術を特定し、何を守り、何を提供するか」を明確化した上で、契約、教育、組織運営といった多面的な施策を統合的に運用する点にあります。

経産省は今後、第2版以降で共同研究や資金調達に伴う技術流出への対応にも対象を広げる予定であり、継続的なアップデートが見込まれます。

海外展開や人材活用は成長戦略の要である一方で、流出リスクを放置すれば企業の競争力を根本から損なう危険もあります。重要なのは、ガイドンスを自社の現状に即して咀嚼し、日々の業務に落とし込むことです。経営層から現場の技術者までが共通認識を持ち、組織横断的に対策を講じることで、初めて持続的な技術競争力が確保されるといえるでしょう。

展示会での外部接触時の管理、情報漏洩リスクの抑制、海外出張・赴任時の情報管理対策も重要な課題です。

末尾に添付されている「技術流出チェックリスト」も有用ですから、冒頭のQRコードからガイドンスの本文を是非ご覧ください。



公共の知的財産支援ツール (J-Plat-Pat、IP BASE)

・特許庁やINPITでは、無料の知的財産支援ツールを豊富に用意しています。

◆無料の特許情報検索「J-Plat-Pat」

特許、実用新案、意匠、商標の出願を検索するには、INPITが提供している無料の検索サイト「J-Plat-Pat」が便利です。

調査したい相手企業の名称や、技術用語を入力するだけで簡略な調査が可能です。

J-Plat-Pat



◆スタートアップの知財コミュニティ「IP BASE」

特許庁では、スタートアップを支援するための情報サイトとして、「IP BASE」を開設しています。このサイトでは、知財の基礎知識、支援策、知財専門家の派遣など、様々な支援ツールを準備しています。

IP BASE



令和7年度外国特許出願助成事業

東京都知的財産総合センターは、東京都内の中小企業者(会社及び個人事業者)、中小企業団体、一般社団・財団法人を対象として、外国特許出願から中間手続に要する費用の一部を助成します。(助成限度400万円)

以下の期限となっていますので、お早めに申し込みください。

<申請受付>

・第2回 令和7年10月1日(水)～10月17日(金) 17時まで

東京都外国出願助成



新メンバーのご紹介

弊所では、井口猶二弁理士および間中耕治弁理士を迎え体制を一層充実いたしました。



井口弁理士は、平成3年に特許庁に入庁し、特許審査官、審判官として光学要素(偏光板、位相差板等)、光ファイバー、有機EL素子、電子写真、積層体、樹脂成型、3Dプリンタなど幅広い技術分野を担当し、平成28年から令和元年まで大阪地方／高等裁判所において裁判所調査官として知財訴訟に従事し、その後特許庁審判部で主席審判官(応用光学)を務め、本年5月に弁理士として入所いたしました。



間中弁理士は、平成3年に特許庁に入庁し、特許審査官、審判官として運輸・交通、照明、搬送機械、など幅広い技術分野を担当し、審査第二部審査長審判部審判長、審判部部門長を歴任し、本年7月に特許庁を退官いたしました。また、この間平成23年から25年まで研究開発法人産業技術総合研究所の知的財産部長、平成29年から令和2年まで国立大学法人九州大学学術研究・産学官連携本部教授に就任しております。

ご指導ご鞭撻の程をどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁理士法人

第一国際特許事務所

DAI-ICHI INTERNATIONAL PATENT OFFICE, P.C.



貴社の知財戦略をサポートします

◆知的財産権による開発成果の保護

- ✓ 第一国際特許事務所は、特許庁審査官、審判官の経験を有するベテラン弁理士を多数擁し、国内外の特許出願、審判事件、訴訟案件等について、専門性の高いサービスを提供しています。

◆デザイン・ブランドの確立

- ✓ 当所では、意匠、商標について、それぞれ専門の弁理士が担当します。いずれも意匠、商標において特許庁審査官、審判官を経験したベテラン弁理士です。

◆発明表彰の申請サポート、社内研修のサポートも行います

- ✓ 社外の発明表彰(全国発明表彰など)を受賞することは、研究開発の出口戦略として有効な手段です。
- ✓ また、発明者に対してOJTによる発明発掘・提案の研修も実施しています。



2人体制による入念な検討

第一国際特許事務所では、重要案件について、2名の弁理士・特許技術者を担当者として指名し、協働しながら、発明の発掘、ブラッシュアップを行います。

企業における開発の経験を有する弁理士と、特許庁の審査実務に通じた弁理士が議論しながら出願内容を検討することにより、貴社のビジネスに有効な特許を、スムーズに権利化することが可能となります。貴社に適した弁理士を指名して担当させることも可能です。

弁理士・特許技術者 採用募集



弊所では、弁理士・特許技術者を募集中です。
知的財産の世界であなたの技術力を活かしてみませんか？
経験は不問です。ベテランの弁理士が丁寧に指導します。履歴書なしの力ギアル面談も実施しています。弊所までお気軽にご連絡ください。